

経過報告について

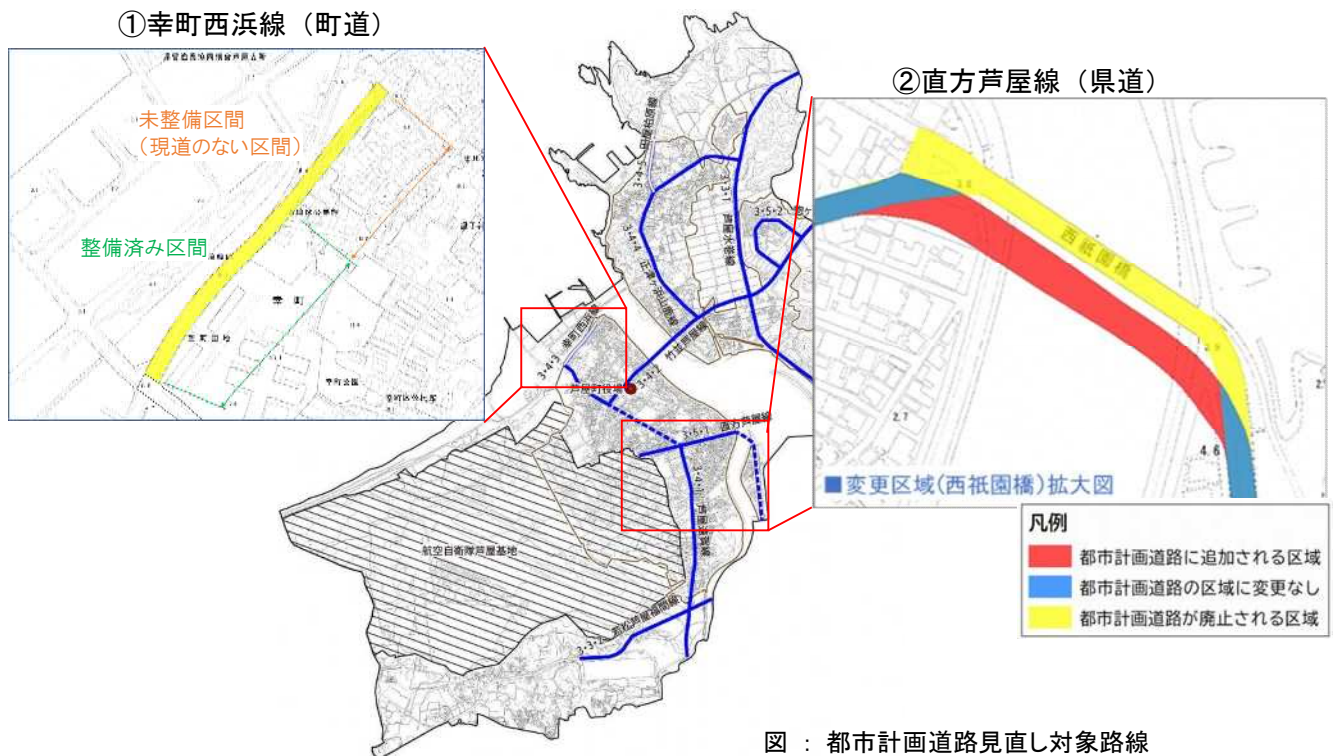
1 見直し対象路線

① 幸町西浜線（町道）：廃止

【理由】従来想定していた交通需要の増加が見込まれず、また、代替道路（臨港道路波懸線）の整備により、本区間を改めて整備する必要性や実現性がなくなったため、廃止するもの

② 直方芦屋線（県道）：変更

【理由】老朽化に伴う西祇園橋の架け替えに伴い、現道から橋梁の位置が変わるため、道路線形等を変更するもの



図：都市計画道路見直し対象路線

2 前回からの経過

5月27日	【町道】下協議の申出*・【県道】原案の申出* ※名称は異なりますが、原案（閲覧する資料）を確定させるために県へ資料を提出することです。町道は町が原案を確定し、県道は県が原案を確定します。
6月21日	【県道】原案の確定
7月22日	【町道】原案の確定
7月26日～8月9日	計画案の閲覧（公聴会開催のための閲覧）、公述申出書受付期間
10月25日～11月8日	計画案の縦覧

3 公聴会開催のための閲覧及び縦覧結果について

(1) 公聴会開催のための閲覧〔7月26日(火)～8月9日(火)に実施〕

①実施方法

前回審議会での意見を踏まえ、県と調整し資料を閲覧しやすいものに修正した資料を、企画政策課窓口及び県建築都市部都市計画にて閲覧を実施。

②結果

公述の申出はなく、8月18日(木)に予定していた公聴会は中止。

(2) 都市計画法第17条第1項に基づく縦覧〔10月25日(火)～11月8日(火)に実施〕

①実施方法

企画政策課窓口及び県建築都市部都市計画にて閲覧を実施(閲覧資料と同じ資料)。

②結果

縦覧件数0件

意見書の提出なし。

【参考】

都市計画法

(公聴会の開催等)

第16条 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(都市計画の案の縦覧等)

第17条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

芦屋町都市計画公聴会規則

(開催の手続)

第3条 町長は、公聴会開催の日の21日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 作成しようとする都市計画の種類

(3) 作成しようとする都市計画の案の概要(以下「案の概要」という。)

(4) 次条の規定による申出の方法及び期限

2 前項の公告は、芦屋町公告式条例(平成19年条例第5号)に基づき行うものとする。

(公述の申出)

第4条 芦屋町の住民で公聴会に出席し、意見を述べようとする者は、前条第1項の公告の日から2週間を経過する日までに、当該都市計画案に係る意見の要旨及びその理由並びに氏名及び住所を記載した書面により、町長に申し出なければならない。

議事録（概要）

会議名	第1回芦屋町都市計画審議会					
会場	芦屋町役場3階 31会議室					
日時	令和4年5月13日（金）15:00～15:30					
委員の出欠	会長	内田 晃	出	副会長	片山 和夫	出
	委員	藤崎 英毅	出	委員	福島 直人	出
	委員	吉永 武	出	委員	中山 孝康	出
	委員	横尾 武志	出	委員	宮崎 計二	出
	委員	萩原 洋子	出	委員	坂本 里美	欠
件名・議題	<p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）経過報告について〔報告事項〕</p> <p>（2）閲覧及び縦覧資料（案）について〔審議事項〕</p> <p>（3）都市計画決定までの流れについて〔報告事項〕</p> <p>3. その他</p>					
合意事項 決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事（2）について、閲覧及び縦覧資料（案）の説明を事務局より行い、委員全員より承認された。 ※委員からの意見については、県と協議を行う。 ・ 議事録案の確認は、基本的に会長と副会長で行うこととした。 					

第1回芦屋町都市計画審議会 議事録

1 会長あいさつ

内田会長あいさつ

2 議事

(1) 経過報告について〔報告事項〕

【事務局による説明】

※ 経過報告について説明した。

【質疑・意見等】

質疑・意見等なし

(2) 閲覧及び縦覧資料（案）について〔審議事項〕

【事務局による説明】

※ 閲覧及び縦覧資料（案）について説明した。

【質疑・意見等】

（委員）

資料 P.8 図面について、橋梁の架け替え部に矢印が表示されているが、これは何を示すものか。幅員か。

（事務局）

橋梁の架け替え部に表示される矢印は、橋梁幅員を示すものである。

閲覧及び縦覧資料（案）は、県との協議を踏まえ作成しているが、より見やすくなるよう留意する。

（会長）

幅員の表示は、変化点ごとに必要なのか。

（事務局）

閲覧及び縦覧資料（案）は、県との協議を踏まえて作成している。幅員変化点の表示の必要性については、再度、県と協議する。

（会長）

資料 P.4 図面について、廃止区間が黄色塗りされているが、用途地域の色塗りと重なってわかりにくくなっている。

(事務局)

図面の表現方法については、県と協議する。また、参考資料として住民説明資料（議事 1 P.1 P.2）を提示することを検討する。

(会 長)

他に質疑・意見等はないか。

特になければ、質疑を打ち切り、「閲覧及び縦覧資料（案）」について、お諮りする。

事務局より説明があった「閲覧及び縦覧資料（案）」のとおり、決定する」ということでよろしいか。

-異議なし-

(会 長)

それでは、審議会として、「閲覧及び縦覧資料（案）」のとおり、決定することに決定する。

(3) 都市計画決定までの流れについて〔報告事項〕

【事務局による説明】

※ 都市計画決定までの流れについて説明した。

【質疑・意見等】

質疑・意見等なし

3 その他

(会 長)

その他に委員から意見等はないか。

-意見等なし-

(会 長)

事務局から、何かあればお願いします。

(事務局)

事務局から、3点連絡事項がある。

1点目は、本会議の発言内容は議事録としてまとめ、公表されることとなっている。そのため、事務局で作成した議事録案を公表前に確認してもらった必要がある。本来なら委員全員に確認すべきだが、前回と同様、会長、副会長に確認をお願いしたい。

なお、発言内容について確認を希望する場合は、事務局まで連絡をお願いします。

2点目は次回審議会の日程について、次回審議会は11月を予定しており、日時が決まり次第、改めて連絡する。

3点目は報酬と費用弁償の支払いについて、本日の審議会と11月に予定

している審議会の2回分をまとめて支払う予定としている。

(会 長)

議事録は要点筆記であり、発言者が特定されないよう氏名は記載せずに作成される。異議がなければ議事録案の確認については基本的に私と副会長に任せていただいてもよいか。

-異議等なし-

(会 長)

以上で本日予定していた審議はすべて終了した。

※審議会後、確認した事項

【議事（2）閲覧及び縦覧資料（案）について】

①地図等の見やすさについて

審議会では印刷の関係で地図等を小さくし、本来のサイズより小さなA3サイズで印刷していた。総括図（案）は縮尺1/10,000、計画図（案）は縮尺1/2,500が本来のサイズであり、実際にはA1程度の大ききさで閲覧等することになるため、見やすくなる。

②地図に標記されている色や幅員について

閲覧資料等は「新都市計画の手続き」（都市計画協会発行）を基に資料を作成している。そのため色や幅員の標記は変更することはできない。

③閲覧等実施する際、住民説明資料を提示することについて

閲覧及び縦覧資料として住民説明資料を提示することはできないが、参考資料として提示することは可能。